

令和6年度 亀岡中部農地整備事業
本梅工区整備工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要												
第1章 総則	令和6年度亀岡中部農地整備事業本梅工区整備工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和6年4月）」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。													
第2章 工事内容														
1. 目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、本梅工区にかかる整備工事等を行うものである。													
2. 工事場所	京都府亀岡市本梅町西加舎地内													
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>湧水処理工</td><td>1</td><td>式</td></tr> <tr> <td>法面復旧工</td><td>1</td><td>式</td></tr> <tr> <td>安全対策工</td><td>1</td><td>式</td></tr> <tr> <td>整備工</td><td>1</td><td>式</td></tr> </table>	湧水処理工	1	式	法面復旧工	1	式	安全対策工	1	式	整備工	1	式	
湧水処理工	1	式												
法面復旧工	1	式												
安全対策工	1	式												
整備工	1	式												
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。													
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている150日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和7年3月26日（工事完了期限日）まで 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。													
第3章 施工条件														
1. 工程制限	1) 耕区内にかかる整備は、優先して施工するものとし、2月下旬までに施工を													

項目	内容	摘要									
	完了しなければならない。ただし、地権者及び耕作者の了解が得られた場合はこの限りでない。 2) 本梅その18にかかる施工については、第4章2. に示す関連工事による対象箇所の施工完了後に行うものとする。 なお、対象箇所の施工完了時は令和7年1月を予定している。										
2. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は16日（月平均）と想定している。										
3. 寒中コンクリート	1) 本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和6年12月18日～令和7年2月18日を想定している。なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、契約変更の対象としない。 3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。										
4. 埋蔵文化財	1) 工事施工中に埋蔵文化財と思われるものが確認された場合、共通仕様書1-1-40文化財の保護の措置に従い、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。 2) 施工時に埋蔵文化財調査部局の立会確認が必要になった際は、これに協力すること。										
5. 建設発生土	1) 本工事の建設発生土は、次のとおり搬出し、搬出先で整形するものとする。 なお、搬出場所の詳細については、別途監督職員から指示するものとする。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出場所</th><th>搬出量</th><th>摘 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀岡市本梅町西加舎牧ノ尻地内 (本梅その15-非農用地24)</td><td>63 m³</td><td>その11～16</td></tr> <tr> <td>亀岡市本梅町西加舎上関田地内 (本梅その18)</td><td>1 m³</td><td>その17</td></tr> </tbody> </table>	搬出場所	搬出量	摘 要	亀岡市本梅町西加舎牧ノ尻地内 (本梅その15-非農用地24)	63 m ³	その11～16	亀岡市本梅町西加舎上関田地内 (本梅その18)	1 m ³	その17	
搬出場所	搬出量	摘 要									
亀岡市本梅町西加舎牧ノ尻地内 (本梅その15-非農用地24)	63 m ³	その11～16									
亀岡市本梅町西加舎上関田地内 (本梅その18)	1 m ³	その17									
	2) 搬出場所及び搬出量の変更が必要となった場合は、受発注者で協議するものとする。										
6. 搬入土	1) 本工事で利用する搬入土は次の土取場から搬入するものとする。 なお、搬出場所の詳細については、別途監督職員から指示するものとする。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出場所</th><th>搬出量</th><th>摘 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀岡市本梅町西加舎牧ノ尻地内 (本梅その15-非農用地24)</td><td>267 m³</td><td>その11～16</td></tr> <tr> <td>亀岡市本梅町西加舎上関田地内 (本梅その18)</td><td>7 m³</td><td>その17</td></tr> </tbody> </table>	搬出場所	搬出量	摘 要	亀岡市本梅町西加舎牧ノ尻地内 (本梅その15-非農用地24)	267 m ³	その11～16	亀岡市本梅町西加舎上関田地内 (本梅その18)	7 m ³	その17	
搬出場所	搬出量	摘 要									
亀岡市本梅町西加舎牧ノ尻地内 (本梅その15-非農用地24)	267 m ³	その11～16									
亀岡市本梅町西加舎上関田地内 (本梅その18)	7 m ³	その17									
	2) 搬出場所及び搬出量の変更が必要となった場合は、受発注者で協議するものとする。										
第4章 現場条件											
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土及び粘性土（表土）と想定している。										

項目	内容	摘要									
2. 関連工事	本工事に関連する次の工事は、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th><th>工期</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 亀岡中部農地整備事業 本梅工区区画整理その18工事</td><td>令和6年7月～令和7年 3月（予定）</td><td></td></tr> <tr> <td>令和6年度 亀岡中部農地整備事業 本梅工区橋梁設置工事（仮称）</td><td>令和6年10月～令和7年 6月（予定）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	工事名	工期	備考	令和5年度 亀岡中部農地整備事業 本梅工区区画整理その18工事	令和6年7月～令和7年 3月（予定）		令和6年度 亀岡中部農地整備事業 本梅工区橋梁設置工事（仮称）	令和6年10月～令和7年 6月（予定）		
工事名	工期	備考									
令和5年度 亀岡中部農地整備事業 本梅工区区画整理その18工事	令和6年7月～令和7年 3月（予定）										
令和6年度 亀岡中部農地整備事業 本梅工区橋梁設置工事（仮称）	令和6年10月～令和7年 6月（予定）										
2. 第三者に対する措置											
（1）騒音・振動対策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。										
（2）境界対策	1）地区境界付近の施工は、原則境界から50cm程度離隔をとって施工するものとするが、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2）本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、ブルドーザーの走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 なお受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。										
（3）濁水処理対策	本工区の施工に伴う排水については、極力濁水を発生させないように注意するものとする。 なお、関係機関との協議の結果、濁水処理対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。										
（4）保安対策	本工事において交通誘導警備員の配置は、計画していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。										
（5）現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。										
（6）交通対策	1）工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。 2）工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 3）工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。 このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。 なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。										
（7）防塵対策	本工事での、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は、対応につい										

項目	内容	摘要																												
	て協議の上、設計変更の対象とする。																													
(8) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。																													
(9) 工区外への農業用水の確保	図面に示す既設水路活用路線は、工区外への農業用水の確保を行うものであり、通水を阻害することがないように留意するものとする。 なお、工事期間中の農業用水確保は想定していないが、必要が生じた場合は、対応について協議を行うものとする。																													
5. 関係機関との調整	関係機関（河川管理者、道路管理者）との協議は特に予定していないが、必要が生じた場合、協議内容により設計変更の対象とする。																													
第5章 仮設																														
1. 敷鉄板	本工事におけるほ場内への重機進入は、乾田時に直接表土上を走行することを想定しているが、現場状況等により、敷鉄板が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、整備完了後のほ場の状況により、表土耕起を追加する場合がある。																													
2. 水替工	本工事における水替工は次のとおり想定している。 なお、施工時に雨水排水または湧水の処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																													
	<table><tr><th>設置箇所</th><th>数量</th><th>運転日数</th><th>排水方法</th><th>動力区分</th><th>排水量(m³/hr)</th><th>口径</th></tr><tr><td>取水口整備工【15-5】</td><td>1箇所</td><td>3日間</td><td>常時時</td><td>発動発電機</td><td>0以上6未満</td><td>50mm</td></tr><tr><td>角落工【16-4, 5】</td><td>2箇所</td><td>1日間</td><td>作業時</td><td>発動発電機</td><td>0以上6未満</td><td>50mm</td></tr><tr><td>余水吐工【17-3】</td><td>1箇所</td><td>1日間</td><td>作業時</td><td>発動発電機</td><td>0以上6未満</td><td>50mm</td></tr></table>	設置箇所	数量	運転日数	排水方法	動力区分	排水量(m³/hr)	口径	取水口整備工【15-5】	1箇所	3日間	常時時	発動発電機	0以上6未満	50mm	角落工【16-4, 5】	2箇所	1日間	作業時	発動発電機	0以上6未満	50mm	余水吐工【17-3】	1箇所	1日間	作業時	発動発電機	0以上6未満	50mm	
設置箇所	数量	運転日数	排水方法	動力区分	排水量(m³/hr)	口径																								
取水口整備工【15-5】	1箇所	3日間	常時時	発動発電機	0以上6未満	50mm																								
角落工【16-4, 5】	2箇所	1日間	作業時	発動発電機	0以上6未満	50mm																								
余水吐工【17-3】	1箇所	1日間	作業時	発動発電機	0以上6未満	50mm																								
第6章 工事用地等																														
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。																													
2. 工事用地等の使用及び返還	工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。																													
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。																													
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。																													
第8章 工事用材料	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指																													

項目	内容	摘要														
1. 規格及び品質	示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。 1) 石材及び骨材 再生クラッシャラン RC-40 単粒度碎石 4号 2) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりである。 <table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スラブ (cm)</th><th>粗骨材の最大寸法(mm)</th><th>水セメント比 (W/C) (%)</th><th>セメントの種類による 記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65以下</td><td>BB</td><td>一般構造物</td></tr></table> ※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。 3) 管類 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管接手 JIS K 6743 高密度ポリエチレン管 高密度ポリエチレン管継手 4) その他 転落防止柵 分水栓 B型 縞鋼板蓋 合成樹脂製簡易スライドゲート 手動式	種類	呼び強度 (N/mm2)	スラブ (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比 (W/C) (%)	セメントの種類による 記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	一般構造物	
種類	呼び強度 (N/mm2)	スラブ (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比 (W/C) (%)	セメントの種類による 記号	使用目的										
無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	一般構造物										
2. 見本又は資料提出	1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 また、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 <table><tr><th>材料名</th><th>提出物</th></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績書・粒度分布表</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>計画配合表、試験成績書</td></tr><tr><td>管材</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>その他資材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr></table>	材料名	提出物	石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表	コンクリート	計画配合表、試験成績書	管材	カタログ	その他資材	カタログ、試験成績書等					
材料名	提出物															
石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表															
コンクリート	計画配合表、試験成績書															
管材	カタログ															
その他資材	カタログ、試験成績書等															
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。 <table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>時期</th></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>管材</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>主要材料</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	時期	コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	管材	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査			
材料名	検査・試験項目	時期														
コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査														
管材	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査														
主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査														
第9章 施工																
1. 一般事項																
(1) 一般事項	1) 工事施工に先立ち、監督職員の立ち会いの上、工事区域周辺の用排水施設等を確認し、工事期間中に障害等が起きないように施工計画を立てなければならない。 また、共通仕様書第1章第1節1-1-5に規定する施工計画には、降雨並びに運															

項目	内容	摘要																						
	土に伴う防災対策等について記載しなければならない。 2) 対象工区外から流入する排水は既設水路を活用して工区外へ排出するものとする。 また、施工中に工区内で発生する地表水または地下水は、施工に支障がないよう適切に排除するものとする。 3) 測量、施工に支障となる草類がある場合及び表土掘削箇所については、事前に刈り取りを行うものとする。 また、工事完成時もしくは部分使用時に、水路及び道路法面に草類がある場合においても刈り取りを行うものとする。 なお、刈り取りは設計変更の対象としない。 4) 受注者は、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。																							
(2) 基準点	本工事の基準点及び水準点は別途監督職員が指示する。																							
(3) 地区境界	1) 工事施工に先立ち、地区境界について、事前に現地で確認しなければならない。なお、地区境界にかかる資料は、別途貸与する。 2) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けるものとする。 3) 境界杭については施工完了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困難な個所や営農に支障となる箇所等があることから、事前に監督職員と協議するものとする。																							
(4) 標準図面集	工事施工は、別添図面の他、「亀岡中部農地整備事業標準図面集」（以下、「標準図面集」という。）により行うものとする。 なお、現地の状況等により、標準図面集が適用できない場合は、監督職員と協議するものとする。																							
(5) 検測又は確認（施工段階確認）	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 3) 遠隔確認の対象工種については、特別仕様書第10章（4）工事現場等の遠隔確認についての1）により決定する。 <table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度 （一般監督）</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="4">掘削・盛土</td><td>地質状況</td><td>地質変化時</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>地耐力</td><td>軟弱地盤出現時</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>湧水状況</td><td>湧水出現時</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>地盤改良</td><td>改良が必要となった場合 改良深、幅、投入量</td><td>指示による</td><td></td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期・頻度 （一般監督）	遠隔確認対象	備考	掘削・盛土	地質状況	地質変化時	指示による		地耐力	軟弱地盤出現時	指示による		湧水状況	湧水出現時	指示による		地盤改良	改良が必要となった場合 改良深、幅、投入量	指示による		
工種	確認内容	確認時期・頻度 （一般監督）	遠隔確認対象	備考																				
掘削・盛土	地質状況	地質変化時	指示による																					
	地耐力	軟弱地盤出現時	指示による																					
	湧水状況	湧水出現時	指示による																					
	地盤改良	改良が必要となった場合 改良深、幅、投入量	指示による																					
(6) 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。																							
(7) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。																							

項目	内容	摘要																							
(8) その他	1) 工事施工に先立ち、極力工区外の排水は、これを遮断し工区内への流入を防ぐものとする。 なお、工事中に滞水が生じたときは速やかに排除しなくてはならない。 2) ブルドーザーの運転手は熟練者を乗務させ、走行回数をできるだけ少なくして、過転圧やこね回しとならないよう施工しなければならない。 3) 舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。																								
2. 再生資源等の利用	1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>路盤材、舗装材</td></tr></table> なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)等を遵守する。 2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。	資材名	規格	備考	再生クラッシュラン	RC-40	路盤材、舗装材																		
資材名	規格	備考																							
再生クラッシュラン	RC-40	路盤材、舗装材																							
3. 建設資材等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>建設資材 廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入 時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>コンクリート殻 (無筋)</td><td>(有)光山合砕</td><td>京都府亀岡市西別院 町笑路落合3番2外2 筆</td><td>8:30～ 16:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr></table>	建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分	コンクリート殻 (無筋)	(有)光山合砕	京都府亀岡市西別院 町笑路落合3番2外2 筆	8:30～ 16:00	再資源化施設業者														
建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分																					
コンクリート殻 (無筋)	(有)光山合砕	京都府亀岡市西別院 町笑路落合3番2外2 筆	8:30～ 16:00	再資源化施設業者																					
4. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><th>工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法</th><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td rowspan="6"></td><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法		①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法																						
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																						
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																						
	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
5. 土工 (1) 掘削	1) 掘削土は埋戻し及び盛土に流用する。 ただし、埋戻し及び盛土材として不適な場合は監督職員と協議するものとする。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。																								

項目	内容	摘要
(2) 埋戻し及び盛土	1) 埋戻し及び盛土は一層の仕上がり厚さが30cm以下になるようにまき出し、施工条件に合った締固め機械により十分締固めなければならない。 2) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。	
(3) 法面復旧	1) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。 2) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。 3) 掘削した土砂がほ場内の基盤及び表土に混入しないよう留意して施工するものとする。 4) 盛土と現況の法面等との密着を図ることを目的とし、段切り等の施工を行い現況法面になじみよく施工しなければならない。 5) 盛土は、仕上がり厚さが30cm以下になるよう均一にまき出し、施工条件に合った締固め機械により十分締固めしなければならない。	
6. 表土掘削	1) 表土掘削は過掘りとならないよう留意するものとし、やむを得ず表土以外の掘削が生じる場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 なお、掘削にあたっては埋蔵文化財部局の立ち合いを要する場合がある。 2) 表土はぎにあたっては、畦畔土と混ざらないよう注意するものとする。また、はぎ取った表土の集積箇所は、監督職員の指示によるものとする。 なお、表土集積にあたっては、重機により集積するものと想定している。	
7. 湧水処理工	1) 湧水処理工は、排水向きに勾配を設けるものとし、逆勾配とならないよう留意するものとする。 2) 床掘の結果、湧水量が多く、設計断面で通水能力の不足が予想される場合は、監督職員と協議するものとする。 3) ほ場内の湧水処理の施工は、流末に水平水甲を設置するものとする。	
8. その他		
(1) 敷砂利舗装復旧工	敷砂利は再生クラッシュラン(RC-40)により仕上がり厚10cmとし、施工条件に合った転圧機械により締固めなければならない。 また、工事後の営農車両の通行に支障を及ぼす恐れのある不純物(ガラス片、金属片、鋭利なプラスチック片・陶磁器片等)をなるべく含まない材料を使用するものとする。 なお、施工後、路面上に不純物が確認された場合は除去するものとする。	
第11章 施工管理		
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。	
2. 施工管理		
(1) 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	

項目	内容	摘要
(2) 工事現場等における遠隔確認について	1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後受発注者の協議により決定するものとする。 2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第12章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制 ⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の施行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項	
第13章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
3. 週休2日による施工	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による	

項目	内容	摘要																			
	予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 <table><tr><th>項 目</th><th>4週8休以上</th></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%(8日/28日)以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上</th></tr><tr><td>防護柵設置工（転落防止柵）</td><td>設置</td><td>1.02</td></tr></table>	項 目	4週8休以上	現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	名称	区分	補正係数	4週8休以上	防護柵設置工（転落防止柵）	設置	1.02	
項 目	4週8休以上																				
現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上																				
労務費	1.02																				
機械経費（賃料）	1.02																				
共通仮設費（率分）	1.02																				
現場管理費（率分）	1.05																				
名称	区分	補正係数																			
		4週8休以上																			
防護柵設置工（転落防止柵）	設置	1.02																			
4. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算にのみ適用する。 なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf 2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。																				

項目	内容	摘要
	4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第14章 公共事業 関係調査に 対する協力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。	
第15章 天災その 他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
第16章 定めなき 事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	